

加東市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和5年度定期監査（5月期）の結果について、同条第9項の規定により、ここに公表する。

令和6年6月25日

加東市監査委員 壺 井 弘 次

加東市監査委員 田 中 正 紀

加東市監査委員 神 田 耕 司

令和 5 年度定期監査（5 月期）結果及び意見

総 括

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 6 年 5 月 27 日において令和 5 年度 5 月期（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日まで）における、産業振興部商工観光課、同部農政課及び委員会事務局の事務事業の執行について、同法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定する趣旨により合理的かつ適正に運営されているかに留意し、監査を実施した。

今回の監査は、特に次の 5 点に重点をおいた。

- （1）事務事業が計画的に進められているかどうか。
- （2）事務事業が常に住民福祉の向上を目指して進められているかどうか。
- （3）人的配置は、適正に行われているかどうか。
- （4）財源確保に最大の努力が払われているかどうか。
- （5）不経済な支出が行われていないかどうか。

この結果、事務事業の執行については適正に処理され、令和 5 年度 5 月期においては所期の成果を上げている。

以下、対象所管ごとに記述するが、口頭による指導事項、平素の事務処理の状況等、特に記述すべき必要がないものについては省略する。

【商工観光課】

1 監査の結果

商工観光課は商工係及び観光係で構成され、職員数は事務職員 7 人、観光振興専門官 1 人、パートタイム会計年度任用職員 1 人の合計 9 人で、うち事務職員 1 人を加東市観光協会に派遣している。

歳入歳出予算の執行状況について、補正額及び差引過不足額を中心に確認した。

令和 5 年度の創業者支援補助金の交付件数は 4 件であった。また、市内工業団地立地企業の状況を確認したところ、ひょうご東条ニュータウンインターパークについては全社操業中であり、社工業団地では 1 社が未操業状態であると説明があった。

昨年度に続き原油価格等高騰経済対策事業を実施しており、令和 5 年度中に 520 団体約 7,800 万円の補助金を交付した。なお、本事業は運営業務を加東市商工会に委託しており、委託料は 93,787,000 円である。

令和 5 年度の新たな観光イベント（加東市サイクルフェス、プロ野球冠試合（どこやねん！かとうナイター）及び謎解き宝探し）の実施内容を確認した。謎解き宝探しイベントは、観光スポットを巡りクイズを解いていくもので、周遊することで加東市での滞在時間を延ばすことを目的に開催されたものである。約 500 組が参加されたと説明があった。

令和 5 年度の新たな観光イベントは、加東市観光協会に開催業務等を委託している。随意契約 1 者見積・2 号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約）とした理由を確認したところ、プロ野球冠試合及び謎解き宝探しは、令和 2 年度から加東市観光協会に委託していた AR 事業を拡充・活用するイベントであることから、AR 画像の管理運用を担う加東市観光協会でなければ遂行が困難であり、サイクルフェスは、加東市のサイクル事業を計画し運営してきた加東市観光協会でなければイベントの遂行が困難であると回答があった。

加東アート館来館者数は 23,164 人で昨年度から 5,153 人増加している。

兵庫県の伴走型事業として新たに市内で IT 事業所を開設する事業者への補助金として予算計上していた IT 事業所開設支援事業補助金については、令和 5 年度中の申請がなかった。

令和 5 年度から内閣府地方人材派遣制度を活用して、民間から人材を派遣してもらい、観光振興専門官として旅行会社のネットワークを活用した新たなツアーの造成など誘客の促進に取り組んでいる。令和 5 年度の一取り組みとして、バス旅行等の企画による遠方（九州等）からの集客、大阪・関西万博におけるひょうごフィールドパビリオンの加東市の企画などが挙げられた。

加東市夏まつりは花火大会及び夏のおどり（雷雨のため中止）を実施し、経費は 23,896,883 円（うち市補助金 21,000,000 円）で実施された。

2 意 見

創業者支援について、市内で働く若者の増加に向けて特にご尽力いただきたい。

原油価格の高騰が続くなか、原油価格等高騰経済対策事業として迅速に対応されたことを評価する。一方で、補助対象経費が任意の 3 月の合計であるために申請事務が煩雑だという声を聞いた。今後実施する場合には、例えば連続する 3 月にするなど、より簡単に申請できるような方法を検討されたい。

令和 5 年度の新たな観光イベントについて、加東市での滞在時間を延ばすという開催目的を評価する。1 つの観光資源に限定せず、複数を組み合わせ、例えば市外の地域と連携するなど更に加東市に滞在してもらえるようなイベントの企画をお願いしたい。併せて、市がまちの拠点施設として推進しているにぎわい交流拠点施設「ha1k」に関連したイベントの企画も期待する。また、周遊時の交通手段については車や自転車メインだが、例えば山田錦に関連する飲酒のイベント等を想定した交通手段もぜひ検討いただきたい。

随意契約にあたっては、業者の選定理由を明確に市民へ説明できるよう、引き続き契約の透明性の確保に努められたい。

加東アート館について、新型コロナウイルスが収束しつつあることで増回傾向にあるので、当初の目標としている 30,000 人に向けて更に増加していくことを期待する。

IT 事業所開設支援事業補助金について、他市における自治体の勧奨による成功事例も少ないとのことなので、効果的なアピール方法を研究していただきたい。

夏まつりでは協賛金を募っていないが、市民が地域を盛り上げる主旨で開催するものなので、市が負担するだけでなく少額であっても協賛金を募っていただきたい。

加東市商工会や加東市観光協会など、運営に係る補助金を交付している団体については、委託業務に限らず積極的に事業に関わっていただきたい。

観光振興事業については、まずは新たなイベントの実行が重要と考える。積極的なチャレンジを積み重ね、課題の発見・研究に取り組まれない。また、本事業は多岐にわたるため、1つの課だけでなく市全体が一体となって取り組んでいただきたい。

【農政課】

1 監査の結果

農政課は農政係及び特産物振興係で構成され、職員数は事務職員 7 人、再任用 1 人、パートタイム会計年度任用職員 2 人の合計 10 人である。

歳入歳出予算の執行状況について、補正額及び差引過不足額を中心に確認した。農業総務一般事業における農会への委託内容について確認した。

令和 5 年度から新たに実施しているかとうファーマーズマルシェでは、北播磨地域の農家が生産した農産物や農産物加工品等を販売しており、年 6 回の開催で延べ 2,300 人が来場された。滝野にぎわいプラザで開催しており、出店数は令和 5 年度 1 回目の開催（令和 5 年 6 月 25 日）には 5 店舗だったが、6 回目の開催（令和 6 年 1 月 28 日）では 14 店舗と増加した。

地域計画の実施内容及び進捗状況を確認した。令和 6 年 4 月末時点で、加東市内 79 地区のうち 55 地区で協議を開始し、うち 37 地区では地域計画（素案）及び目標地図が完成している。令和 6 年度においては上半期に未実施の地区へ説明を行い、下半期に策定を行う予定であると説明があった。

飼料価格の高騰により影響を受けた畜産経営者の負担軽減を図るため、飼料価格高騰対策営農継続支援交付金として 6,975 千円を支出している。

環境保全型農業直接支払交付金事業において、環境保全型農業に取り組む農業者への支援として 5,338 千円を交付している。助成内容は、化学肥料・化学合成農薬の 5 割以上低減と合わせた取組として、堆肥の施用 4,400 円/10ha、カバー作物 6,000 円/10ha、有機農業 12,000 円/10ha となっている。

2 意 見

かとうファーマーズマルシェは、単独での開催だけでなく、halk のイベントや花き盆栽展と合同で実施するなど集客に向けた工夫がされており、今後も多くの集客を期待する。

地域計画の説明が未実施の地区は農地に関する問題意識が少ない地域が多いと思われ、より策定に時間を要することが予想される。策定期限は令和 6 年度末であり、時間的余裕はないことから、未実施の地区については更に積極的に農会長や区長に呼びかけられたい。

山田錦のブランド力向上・日本酒消費拡大のため、日本酒のラベル作成や山田錦乾杯まつりの開催補助等に取り組まれている。全国で山田錦が栽培されているなか、より加東市産の付加価値を高められるようご尽力いただきたい。また、もち麦についても同様に付加価値を高め PR していただき、生産農家への支援へと繋げていただきたい。

飼料価格高騰対策営農継続支援交付金について、飼料の高騰が続いているため、今後も畜産経営者への支援をお願いしたい。

環境保全型農業に取り組む農業者への支援について、有機農業等では雑草対策に大きな負担があるので、上記の支援に加えた助成などがあればより取り組まれやすいのではないかと。

農業の担い手となる認定農業者や集落営農組織が大幅に増加することが見込まれないが、重要性は今後更に高まるだろう。活発な活動の支援及び新たな担い手の創出に向けた施策に期待する。

新規就農者へ農業次世代人材投資資金の給付として 1,500 千円交付している。就農後の経営確立を支援するものだが、法人化に向けた指導など、5 年～10 年先を見据えた経営ができるよう支援していただきたい。

【委員会事務局】

1 監査の結果

委員会事務局は公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の 5 つの行政委員会の事務局を担っており、職員数は事務職員 6 人、パートタイム会計年度任用職員 1 人の合計 7 人である。

歳入歳出予算の執行状況について、補正額及び差引過不足額を中心に確認した。

令和 5 年度の審査申出について、公平委員会における職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する審査請求は 0 件、固定資産評価審査委員会における審査申出は 1 件であった。

選挙・若年層啓発事業では令和 5 年度中に 7 校（小学校 3 校、中学校 2 校、義務教育学校 1 校、高校 1 校）に実施し、小学 6 年生と、中学 2～3 年生（9 年生）、

高校 2 年生の 699 人が参加した。本事業では職員が講師となり、3 年に 1 度の周期で実施している。昨年度実績（5 校 471 人）より増加しているのは、通常実施分に加えて、コロナ禍で実施できていなかった学年についても参加を呼び掛けたためである。

遊休農地の状況は、令和 5 年度末で 10.6ha（対前年度 0.4ha 減）で、指導件数は 186 件（312 筆）であった。指導方法について確認すると、遊休農地と判断した場合は所有者に指導文書を送付し、一定期間応じなかった場合には勧告、勧告にも応じず遊休農地を放置している場合には課税強化を実施していると説明があった。

農地の賃借権等設定状況は以下のとおりである。

年度	賃貸借権	使用貸借権
令和 3 年度	2,275 筆 3,223,127 m ²	3,932 筆 4,385,396 m ²
令和 4 年度	2,171 筆 3,032,455 m ²	3,989 筆 4,465,242 m ²
令和 5 年度	1,997 筆 2,814,356 m ²	3,927 筆 4,487,905 m ²

農業経営基盤強化促進法による利用権設定は、地域計画の法定化に伴い令和 4 年度末に廃止しており、令和 6 年度末までの 2 年間を経過措置期間としている。令和 7 年度からは新規に設定できないため、農地法第 3 条による権利設定の増加が見込まれると説明があった。

2 意 見

近年若年層の投票率低迷が続いており、選挙啓発はより重要になっている。例えば小規模校なら参加学年を複数にするなど、より多くの児童生徒に啓発できるよう工夫をしていただきたい。

遊休農地は今後更に増加していくことが予測される。把握及び指導に努めるとともに、農地にはそぐわない土地については、適宜非農地として判断していくことも必要と思われる。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定は、手続きが容易で期間満了後には農地が返還される良い制度と評価していたが、農地法第 3 条と農地中間管理事業の推進に関する法律による権利設定に限られることで、農業委員会を通さない貸し借り（ヤミ耕作）の増加が懸念される。制度改正に伴う問題点が生じた場合には積極的に国や県に声をあげていただきたい。

農業委員会は、「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる“かけ橋”」を組織理念に掲げ活動している。この組織理念は全国の農業委員会が共通して掲げるものであるが、農地を減らしてはいけないという固定概念にとらわれず、加東市の状況を踏まえて柔軟な判断できるよう、事務局として農業委員を支援していただきたい。